

# 琉球大学学術リポジトリ

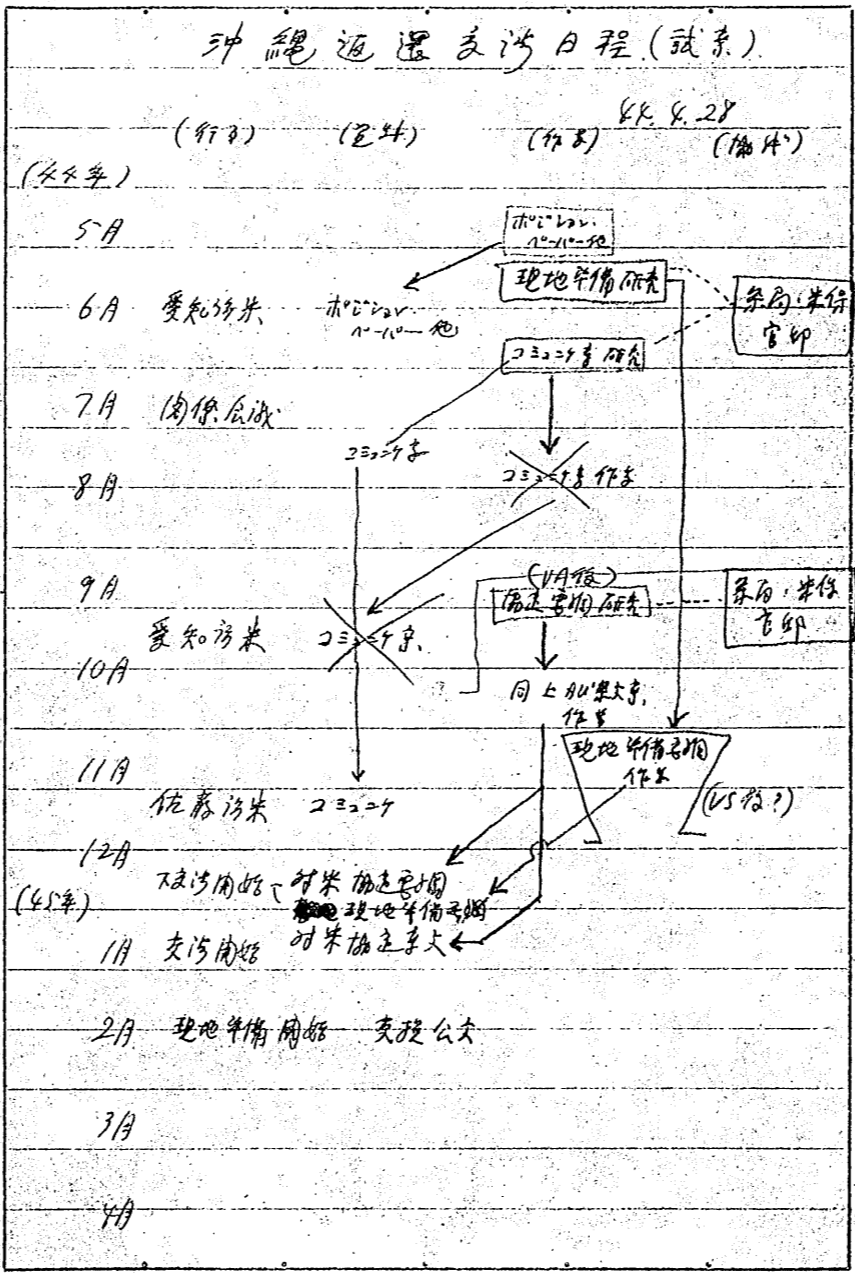
## 沖縄関係17

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 愛知大臣, マイヤー駐日米国他紙, 佐藤総理, マイヤー大使, ロジャース米国务長官, 吉野局長., スナイダー駐日米国公使, 返還協定調印式 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43727">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43727</a>

後  
形

極 秘

沖繩返還交渉日程(試案)



秘  
無期限

沖縄問題メモ(未定稿)

昭和44.4.30

アメリカ局北米第1課長

1. 対米交渉の段取りと問題点

- 愛知訪米(6月2、3、4) - 日米閣僚委(東京において7月下旬) - 愛知再訪米(9月末? 国連総会) - 総理訪米(11月/12月)

○ 総理、大統領コミュニケの柱

- (1) 沖縄を何年までに返す(いわゆる「メド」)
- (2) 返還後の基地の態様(いわゆる「本土並み」か否か)
- (3) 返還準備の段取り

2. 復帰に伴う準備と諸問題

○ 東京において

- (1) 返還協定交渉(交渉1年、国会6カ月)
- (2) 地位協定適用に関する細目交渉
- (3) 暫定措置法案その他立法措置(準備1年、国会6カ月)
- (4) 関連予算準備折衝(防衛問題を含む)  
(各省協議機関?)

○ 沖縄において(おおむね折衝1~2年、準備1年)

- (1) 県移行準備(対米、対琉協議交渉)
- (2) 国政移管準備(円貨切替準備を含む)
- (3) 基地への安保条約、地位協定適用準備  
(いわゆる「人権」問題、労働問題及び公益事業、道路管理等々の移管を含む)
- (4) 自衛隊の駐在準備

○ 現地の日本政府出先

現在の日政事務所と諮問委代表を統合し、大使を長とする強力な事務所とし、(1)県政移行準備、(2)対米準備を行なう。

○ 現地日米琉機関等の整理(日米準備機関?)  
(諮問委を発展解消?)

3. 復帰後の姿

○ 機関

県庁 大幹部への現地出身者登用必要  
強力な渉外部必要(米側プレゼンスに対処  
外務省課長古参クラス)

国の出先 外務省事務所(大阪のごときもの、安保条約の事前協議との関連及び米側との摩擦未然防止の機能)

防衛施設庁及び警察の強力な出先

自衛隊

その他

沖縄開発庁 (私見として、復帰前は総理府特選局で十分  
と思う。)

米側機関 強力な総領事館(総領事は上級、練達者)

○ 日米現地協議連絡体制

日米合同委員会現地分科会 大使、米総領事、米軍司令官  
現地連絡委員会 県渉外部、大使スタッフ上級者、米総領  
事スタッフ、米軍担当者

4 財政上のインプリケーション(不完全一素人がみ  
たもの)

○ 現地での移行に伴う費用

円貨切替え(注)、その他公益事業、道路  
等に関するもの、またガリオア資金の処理等  
も考えられる。

○ 現地国政機関設置に伴う費用

○ 現地防衛(自衛隊駐在)に伴う費用

○ 準備に要する費用

現地日本政府出先改編増強に伴うもの

要すれば現地日米準備機関のために必要?

沖縄開発庁を設置するとすればこれに伴うもの

- 沖縄に本土の諸制度を適用するに伴う費用
- 対沖縄援助

(注)

(1) ドル防衛上約数億ドル(うち流通分は  
2~3,000万ドル)と推定される現在の米貨  
をそのまま米側が当方に無償で渡すかど  
うかはなはだ疑問。

(2) 復帰に伴い、また復帰後の基地施設の  
整理、統合に関連する費用を全部米側が  
負担するかどうかはなはだ疑問。

5. 今夏より準備の研究に着手の要あり。

- 現地での問題点、識別等を米(琉)と協力  
しつつ着手の要あり。
- 現地日本政府出先改編強化のための立法措  
置、予算措置を講ずる準備着手の要あり。

秘  
無期限

半-表取法(48.9.3)

	対米	対国会	対内	現地	内政	他
44 9	VA (通商)					Y
10	(準備)					
11	(VS) (日米)		(口政参加)	discu		
12	(通商)		予算		解散	
45 1	(KC) (口上書 Con. Don Prep 40 71000)		立法	(Prep 40) (KC)	(選挙)	(人事修部)
2	(通商)				(口会)	
3		代表部法	口会			
4						
5	(?空助)			増借法 (Prep. 40)	(?空助)	
6	(?TT)					
7						
8						
9				振貸法		
10					(?口会) (建設)	
11						
12			予算			
46 1		通商				
2		増借法			(口会)	
3		振貸法				
4					地(選挙)	

GA 6

外務省

	対米	対国会	対内	現地	内政
46 5			増借法		参院選挙
6				通商準備	
7					
8					
9			増借法?		
10				選挙準備	(?口会)
11					
12			予算		
47 1	通商			通商準備	
2					(口会)
3	31?				
4	22?				
5					
6	23?				
7	1?				
8	15?				
9					
10					
11					
12					

GA 6

外務省

Post-VS と ①P

44.10.13

○ 施設概要早し、との声付等

① 12公 - 擬増築

② 地地 - 敷地へのF10ch.

○ その他:

? ① 朱己抑止 - 外相 → 10/10/13  
(後計)

② 12公 - 答弁  
施設方針決定 → かつ刊蓄し

③ 外相 VS 日経を達成した L7 方針に合わせ  
外相答弁書 (→ 手先で配布)  
LDP 中物

Post-VS 与各省

2010.10

- × US 史料提出 - 1875 年外省区
- × 各省建路 - 外省程控的公路
- × VS 适合 外省对各省官房表以说明  
(? 尚待了解)

→ 逐渐确定与主要数据了。



Root-V5 招選 (0時, 0時) 44.10.13.

(一月早々)

協件者・Prep Cdc 招選 (10上者)  
○ 5600 招選・Act Cdc 停止  
(日米合意時期)

招選

○ 国内立法

国内

○ 国路参加

○ 後部付冲施案

○ 後部準備 進め方 12月 日米了解  
(協件者)

○ 援助 (灯塔 再建)

KC XII 米入 既 仰々  
I 計 "

秘  
無期限

復帰準備の進め方について

昭和45. 3. 9

アメリカ局北米第一課長

さきに御決裁をえた「沖縄の施政権返還協定締結交渉と復帰準備の進め方について」の試案を総理府に提示して協議した結果、以下の修正を施した上、別添のとおり総理府、外務省連名の文書とすることとした。

なお、本件文書については、当面外務省と総理府の了解文書とするにとどめ、その今後の取扱いについては、追って総理府と本省で協議することとした。

(注) 修正点以下のとおり。

1. 「2(2)(イ)(i)沖縄県設置のための準備(一体化、格差是正を含む)」の( )内を削除した。
2. 別添の「沖縄の本土復帰に関連して日本政府の行なうべき主要な準備措置」については、その後の検討の結果も入れ、本省と総理府の間であらためて作成することとし、当面本件了解文

書よりは削除することとした。

それに伴い、2(2)(イ)末段の「これら(本土で実施する措置)に関連する主要事務については別添参照」を削除した。

3. 2(3)の準備委員会のとる措置について「実施計画の策定にあたる」を「実施計画の大綱の策定にあたる」と修正した。

秘  
無期保

沖縄の施政権返還協定締結  
交渉と復帰準備の進め方  
について

昭和45. 2.21  
総務府  
外務省

昨年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談の結果、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還することについての日米両政府間の基本的合意が成立した。

この基本的合意を実施に移すため、今後日米両政府間で、施政権返還協定締結のための交渉が行なわれる。それと併行して日本政府、米国政府及び琉球政府の緊密な連絡、協議の下に、沖縄の本土復帰を円滑に実施するために必要な準備（復帰準備）を進める必要がある。

1. 施政権返還協定締結交渉

- (1) 施政権返還協定は、沖縄の施政権のわが国への返還を日米両国間で法的に確定する合意文書であり、その内容は、今後の米国政府との交渉を通じて確定されるが、政府としては、佐藤、ニクソン会談において合意された「核

抜き、本土並み、1972年中」との施政権返還の大綱の枠の中で、できる限り簡潔な内容のものとなるよう努めるものとする。

- (2) 施政権返還協定締結のための米国政府との交渉は、通常の外交経路を通じて行なう。
- (3) 施政権返還協定締結交渉に関連する事務は外務省が主管する。外務省は、交渉を進めるに当り、総理府をはじめとする他の省庁とおのおのの所管事項につき十分協議する。

（返還協定締結交渉と復帰準備の関係については下記3.参照）

2. 復帰準備

- (1) 復帰準備は、沖縄の施政権が上記の施政権返還協定に従って、わが国に最終的に返還されるまでの間に、沖縄の本土復帰を円滑に実施する目的のために、日本本土及び沖縄現地の双方で行なわれるすべての措置を含む。

復帰準備は、その実施主体により日本政府、米国政府及び琉球政府の行なう措置に大別されるが、沖縄の日本への復帰のための準備と

いうその本来の目的からみて、復帰準備を進めるに当つては、日本政府が主導的役割りを果たす必要がある。

(2) 日本政府の行なう復帰準備のうち、

(イ) 沖縄現地で米琉両政府と協力して実施する措置は、(1)沖縄県設置のための準備、及び(1)地位協定適用のための現地における準備が中心であり、

(ロ) 本土で実施する措置は、(1)本土の法律制度の適用に伴う暫定、特別措置等の立法準備、及び(1)沖縄県振興開発のための立法準備が中心となる。

(3) 上記の復帰準備のうち、本土で実施される措置は、施政権返還後沖縄に適用される措置であり、そのための準備は日本政府が進めることとなるが、政府は国政参加等を通じて沖縄住民の民意をこれらの措置に十分反映するよう努力する。

沖縄現地で実施する措置については、施政権が最終的にわが国に返還されるまでの間、沖縄における施政全般の最終的責任を有する米政府と協議し、その了解をえて実施する必要がある。

以上のため必要な米政府との協議は、佐藤・ニクソン会談の合意(共同声明第10項)に従い、東京にある日米協議委員会及び沖縄に設置される準備委員会で行なう。復帰準備に関する日米協議委員会と準備委員会の任務の内容については、今後米政府との協議を通じて確定されるが、(イ)日米協議委員会は、復帰準備の進め方に関する指針の策定を含む日米両政府間の基本的な政策の調整を行ない、(ロ)準備委員会は、沖縄における復帰準備に関する日米協議の公式の経路として、沖縄現地でとられるべき措置について、実施計画の大綱の策定にあたるものとするのが適用と考えられる。

上記の日米協議を通じて実施方針の確定し

た措置については、日本政府事務所（または沖縄北方地域対策庁沖縄事務局、以下同じ）が琉球政府と連絡（助言、指導を含む）しつつその実施にあたる。（同時に、米国政府は、日本政府ないし琉球政府の措置に対応し、布令、布告の改廃等の必要な措置をとる。）

- (4) 復帰準備に関連する事務のうち、(イ)政府の基本方針の企画、立案、またはそのための関係省庁の意見の調整及び沖縄現地で実施する措置の具体的実施に関する事務（対米協議を除く）は、総理府（または沖縄北方地域対策庁）が主管し、(ロ)対米協議に関する事務は外務省が主管する。

総理府は、復帰準備の方針策定及び実施を進めるにあたり、沖縄復帰対策閣僚協議会、同幹事会及び沖縄復帰対策各省担当官会議等の場を通じて関係省庁と連絡、協議し、政府の対策の総括、調整を行なう。外務省は復帰準備に関する対米協議を進めるに当り、総理府及び関係省庁と緊密に連絡、協議する。

（沖縄現地における準備委員会に対する日本政府代表と日本政府沖縄事務所との緊密な連絡、協議も含む。）

### 3. 施政権返還協定交渉と復帰準備の関係

- (1) 施政権返還協定交渉と復帰準備とは、相互に密接不可分の関係にある。すなわち、当初復帰準備の場でとりあげても対米折衝の過程において、復帰準備で処理しえざる見通しとなれば、その処理を返還協定交渉の場に移すこととなり、逆に当初は返還協定交渉の場でとりあげても、復帰準備として処理することが適当と判断されるものも出てくることが予想される。

従つて返還協定交渉に関する事務を主管する外務省と復帰準備の企画、立案及び実施（対米協議を除く）に関する事務を主管する総理府は、常に密接に連絡、協議する必要がある。

- (2) 特に返還協定及び復帰準備の両者を取り進める上に、外務省及び総理府が各省庁の協力

をえて、早急に次の措置をとる必要がある。

(イ) 復帰に伴い生じうべきあらゆる問題点の把握。(このため既存の資料の収集、対米資料要求、現地調査等を早急に、かつ、組織的に行なう。)

(ロ) 上記(イ)で把握された問題点を一応、(1)復帰準備の категорияに属すべきものと、(2)返還協定交渉の場でとりあげるものとの仕分けする(注)。

(注) この段階における(1)と(2)の仕分けは、あくまで日本政府としての一応の判断によるものであり、上記(1)前段にて述べたとおり、復帰準備及び返還協定交渉を進めるに従い、当初(1)の categoryに入れたものを(2)に入れ、あるいはまたその逆とすべき必要性が生ずる可能性があることはいうまでもない。

(3) なお、具体的な返還協定案の作成及びそれに関する対米交渉は、上記(2)の(イ)及び(ロ)の過程を経てはじめて可能になるが、広義の意味

の返還協定交渉は、上記(2)の(イ)の段階よりはじまるものであり、その意味で対米交渉の早期開始が必要である。

#### 4. 国会との関係

施政権返還協定は、国会の承認を必要とし、また日本政府の実施する復帰準備の主要内容である沖縄に対する本土法令適用に伴う暫定及び特別措置に関する立法及び沖縄県の振興開発のための立法措置は、国会の議決を必要とする。

これらは、内容的に相互に密接不可分な関連があるので、政府は、(イ)施政権返還協定、(ロ)本土法令適用に伴う暫定、特別立法の法案、及び(ハ)沖縄県の振興開発に関する立法の法案を一括して同時に国会に提出し、その審議を求めるところを基本方針として諸般の準備を進める。

なお、1972年のできるだけ早期に沖縄の本土復帰を実現するため、諸般の準備作業を早急に行なう。

秘  
無期限

沖縄問題（主要対米交渉事項  
とその基本方針）

昭和45. 3. / 4  
アメリカ局

昨年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談の結果、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還することについての日米両政府間の基本的合意が成立した。

この基本的合意を実施に移すため、今後日米両政府間で、施政権返還協定締結のための交渉が行なわれる。それと併行して、日本政府と米国政府の間の緊密な協議・協力の下に、琉球政府の参加をえて、沖縄の本土復帰を円滑に実施するために必要な準備（復帰準備）を進める必要がある。

さらに施政権返還後の沖縄を基地とする日米双方の防衛計画の調整についての米国政府との協議も、上記の施政権の移転に関する米国政府との協議と併行して進める必要がある。

以上の対米協議の進め方に関する基本的な考え方は次のとおりである。

## 1. 施政権返還協定締結交渉

- (1) 施政権返還協定は通常的外交経路により米  
国政府と交渉を進めることとなるが、外務省  
としては、佐藤・ニクソン会談において合意  
された「核抜き、本土並み、1972年中」  
との施政権返還の大綱の枠の中で、できるだ  
け簡潔な内容のものとすることを基本方針と  
して交渉にあたる考えである。

## 2. 復帰準備

- (1) 復帰準備は、将来の沖縄県への移行準備、  
沖縄への地位協定の適用準備等、沖縄を本土  
の各県と同じ地位におくための諸般の準備措  
置、並びに将来の沖縄県を真に豊かな県とす  
るための沖縄の振興開発のための措置等をそ  
の主たる内容とする。
- (2) 復帰準備措置は、内政的性格の強い問題で  
あるが、他方施政権が最終的にわが国に返還  
されるまでの間、沖縄の施政の責任は依然と  
して米国政府に帰属することとなるので、わ  
が方が沖縄現地で行なう復帰準備については、

米政府と協議をつくし、その同意の下にこれを進めることが必要である。

よつて、昨秋の日米共同声明をうけて、去る3月3日外務大臣と駐日米大使の間で行なわれた交換公文により、(イ)東京の日米協議委員会が復帰準備に対する全般的責任を負うものとし、併せて沖縄現地でとられるべき具体的措置についての日米間の協議調整の場として那覇に、大使級の日本政府代表と米国の高等弁務官よりなり、琉球政府行政主席が顧問として参加する準備委員会を設置するとともに、(ロ)日米協議委員会が復帰準備のための「原則と指針」を策定し、準備委員会がこの「原則と指針」に従つて「復帰準備のために現地でとられるべき措置及びその実施計画」を確定するという、復帰準備の進め方に関する日米協力の体制を整えた。

- (3) 地位協定の沖縄への適用については、日米両政府間に広範な協議を必要とするところ、この協議は東京で外交経路を通じて行なわれ

ることとなるが、これを補完するために沖縄現地でとられるべき所要の準備措置については、準備委員会を適宜活用して行く方針である。

なお、地位協定は、施政権返還の時点と同時に、なんらの変更なく沖縄に適用するものとし、今後そのために必要な措置につき具体的に米側との話し合いを進めて行く考えである。

- (4) なお、上記の復帰準備は、施政権返還協定交渉と密接な関係にあり、その間の調整に常に留意することが必要であることはいうまでもない。

### 3. 沖縄防衛に関する日米協議

- (1) 返還後の沖縄に残る米軍基地が戦争抑止力としての機能を維持することが最も肝要である。

よつて、施政権返還後の沖縄においても、日米安保条約の目的に照して必要な米軍基地は、これを地位協定下の施設区域として提供することが必要である。



(2) 返還後の沖縄の局地防衛の責任をわが国が負うこととなることは当然であり、米国政府の側もそれを期待している。

施政権返還後の沖縄に対するわが国の防衛力の配備計画については、米側よりの基地の移管も含め、米側の具体的な軍事力配備計画との調整を必要とする。このための日米両政府間の話合いは、上述の地位協定の下における施設区域の提供のための外交経路による話合いと密接な関連の下に進める必要がある。

秘  
無期限

1446/1  
沖繩返還に関する対米交渉の  
進め方(試案) 昭和45.5.6  
アメリカ局北米第一課  
(佐藤)

1. 対米交渉を進めるにあたっての問題点

沖繩返還に関する対米交渉は、その内容から、  
(イ)施政権返還協定交渉、(ロ)復帰準備、及び(ハ)地位協定適用準備に大別される。

これらの対米交渉を進めて行く上で次のような問題点がある。すなわち、

(1) 沖繩が戦後20年以上にわたりわが国の施政権外に置かれてきた結果、政府としては、上記の対米交渉を通じて解決をはかるべき問題の実態について正確な知識を有していないこと。

(2) 施政権返還協定交渉と復帰準備との関係について、(イ)返還協定の内容となるべき性格の問題についても、今後の復帰準備を通じて解決をはかられれば、返還協定からはずされることになるものもあり、また逆に、(ロ)復帰準備の一環として処理すべき性格の問題について

ても、施政権返還の時点までに復帰準備としての処理が完結しない場合に最終的に返還協定において処理するということになるものもあり、従つて当初から返還協定の対象となる事項と復帰準備の対象となる事項とを明確に区別することができないこと。

(3) 沖繩返還に関する対米交渉を進めて行く上で特に復帰準備については、琉球政府との協議協力が必要であるが、琉球政府は法的には米政府の下にありながら、政治的には米政府の命に服さず、しかも本土政府に対しても「県益」確保の見地から、時に非協調的姿勢をとりながらの傾向にあるため、琉球政府のとり扱いについては十分注意する必要があること。

2. 対米交渉の進め方

上記の問題点にもかんがみ、今後の対米交渉を原則として次の方向で進めて行くことが適当と思料される。

(1) 基本方針

(イ) 施政権返還協定交渉及び復帰準備

Can get an idea

PTの  
72が

(4) まづ日本側内部において、関係各省の協力をえて、現地調査、資料収集等を行ないつつ、沖縄返還に関し対米交渉を要する事項を洗い出す作業を行なう。  
(この段階では特定の事項が返還協定の対象となるものか、復帰準備の対象となるものかの<sup>か</sup>区別をしない。)この間において準備委員会を活用して、沖縄現地の立場からみて、沖縄返還に関連して処理すべき問題点の洗い出しの作業を行なう。  
(4) 日本側の上記作業が終了した上で、米側(目下米政府部内で米側からみた対日交渉事項を洗い出す作業を行なっている模様)との間で、準備委員会<sup>による</sup>上記作業の結果も考慮しつつ、日米双方の問題点のつき合せを行ない、沖縄返還に関連して日米間で協議すべき事項を一応確定する。(ただし、その後の交渉を通じて新たな問題が生じてくることは十分予想される。)

5南側内部関係

米側との関係

(4) 上記(4)の作業を経た上で、米側との間で個別の問題についての交渉に入る。その際米側との協議の上で一応復帰準備として処理すべきもの(特に来年度において日本政府が実施するもの)を区別し、上記につき準備委員会、協議委員会のルートでその実施計画を確定し、具体的な復帰準備措置を講ずる。  
(4) 上記(4)の対米交渉に一応の目途がついたところで、具体的な協定文<sup>案</sup>の確定のため交渉に入る。  
(協定のまとめ方については、下記3の立法院の承認取得との関係もあり、本協定はできるだけ簡潔なものとし、詳細な取決めは付属取決め(交換公文等)にすることが適当と考えられる。(米側事務局も同意見))  
(4) 地位協定適用準備  
(1) 当省と防衛施設庁が中心となり、米側の協力をえて沖縄現地調査、対米資料取

✓?  
12  
22

\*kg?

集等を行ない、地位協定及びそれに関連する日米間の合意事項をそのまま沖縄に適用するための問題点の洗い出しを行なう。

(ii) その上で米側の提起する問題点とのつき合せを行ない、その処理についての交渉に入る。

(iii) その間施設区域の底地の地主と日本政府との間の借地契約の締結、間接雇用制への移行準備等施政権返還までに処理しておくべき事項については、早急に米側との協議を進め、米側の協力をえて具体的な準備措置を講ずる。

(iv) 上記の作業と併行して、返還後の沖縄への自衛隊の展開（特に米側との間の具体的な施設区域の使用関係の確定）につき米側と協議する。

（なお、現在米軍が使用している土地、建物等で返還後米軍が使用するが、民間に転用するかについては、米側の基地の

整理統合計画が判明次第、日本側関係省庁間で協議決定する必要がある。）

(2) 機構

上記方向による対米交渉を進める機構としては、外務本省と在京米国大使館の経路を中心とし、その交渉を補佐するものとして(イ)復帰準備については準備委員会及び協議委員会、(ロ)地位協定適用準備については、日米間の地位協定作業グループ（SOFA ~~Task Group~~ <sup>Task Group</sup>）及び準備委員会（地位協定適用現地準備小委員会）を予備的な事務処理の場として活用する。

具体的な準備作業については、できるだけ沖縄現地の機関を活用することとするも、問題の性格上琉球政府の介入が問題処理上のぞましくないと判断されるものについては、東京の外交経路（SOFA ~~Task Group~~ <sup>Task Group</sup> も含む）において処理する。

なお、在沖米資産等の取扱いを中心とする。財務関係の問題については、大蔵省と財務省とが直接協議した上で最終的に外交経路での

他の問題についての協議をまとめることとな  
っているが、この点についての財務当局の  
話し合いについても当省としては随時通報をう  
けおく必要がある。

(3) タイミング

後述の施政権返還協定の日本側の国会提出  
の時期及び米側による議会提出の可能性の問  
題も考慮し、上記の施政権返還協定等立法府  
の承認を要する問題についての対米交渉は、  
遅くとも1971年春(3~4月)までに完  
了することを目標とする。

他方、施政権返還前に日本政府が実施すべ  
き復帰準備及び地位協定適用準備については、  
予算措置を講ずる上からも本年秋(9月頃)  
までにはその実施につき米側との間の合意を  
遂げる必要がある。

3. 立法府との関係(考慮すべき点)

(1) 日本側国会との関係

日本側として、施政権返還協定についての  
国会の承認を求める時期については、(1)1971

年春の通常国会、(2)同年秋の臨時国会及び  
(3)1972年春の通常国会の3会期が考えら  
れる。しかしながら、協定と同時に暫定措置  
法、復興法の2国開法案を国会に提出する必  
要があるところ、これら国内法の準備に要す  
る期間を考慮すると、1971年春の通常国  
会提出は実際上無理の意見が多い。

(対米交渉についても、1971年春の通  
常国会提出に間合せするためには若干時間的余  
裕がないとの意見もある。)

いずれにせよ、国会提出の時期については、  
国会対策上の考慮、シエトナム情勢の推移  
(佐藤・ニクソン共同声明第4項との関係)  
及び下記(2)の米側の事情との関係等を考慮し  
て慎重に検討する必要がある。

(2) 米側の議会提出の可能性

米国政府としては、目下のところ施政権返  
還協定につき議会の承認を求めるか否かを決  
定していない。(しかしながら、結局は議会  
の承認を求めることになる可能性が強いとい

freedom

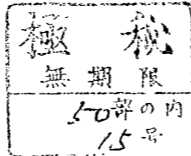
われる。) 米側として、議会の承認を求める場合、その時期としては、(イ) 1971年5～6月か、(ロ) 1972年1月の2つの可能性がある由であり、いずれの場合も議会の審議に最低2～3カ月は要する由である(スナイダー公使の説明)。

なお、米側が議会の承認を求める場合、米側がさきに議会の承認を求めるか、日本側がさきに国会の承認を求めるか、あるいは日米双方同時におのおのの立法府の承認を求めるかという問題がある。

(3) 対米議会関係(日本側の対策)

米国政府が協定につき正式に米議会の承認を求めるか否かに拘わらず、米国政府としても米議会の意向を全く無視ないしそれに反する行動をとりえないことは当然であるところ、最近の米国議会のふん囲気からみて、今後沖繩返還に関する対米交渉を進めるにあたって、議会内に当方にとり不利な情勢を引起さない

より十分配慮する必要がある。そのためわが方の在米大使館等を通じて、米国議会の動き(単に沖繩問題に限らず、日米関係全般、さらには日米関係に影響のありうる国際情勢、米国内情勢等に関するもの)に十分注意を払い、必要に応じてしるべき啓発活動等を行なうて行くことが必要である。



当面の沖縄返還関係主要問題点

昭和45. 5. 12  
外務省アメリカ局

1. 今後約1年間の展望

45年

- 5月より 問題点の洗い出し(東京、現地)  
地位協定適用準備協議開始
- 6月上旬 返還協定交渉打合せ(大臣、米大使会談)
- 6月下旬 日米協議委員会(復帰準備実施計画採択)
- 7~8月 復帰準備施策に関する対米協議準備のため各省  
と打合せ(主として予算要求事項関係)
- 8月下旬 日米協議委員会(復帰準備実施状況)
- 9月 返還協定交渉本格化(大臣、米大使会談)
- 9~11月 対米協議(予算要求事項中心)
- 12月 予算折衝

46年

- 春~夏 返還協定交渉妥結(?)

2. 返還協定関係

(1) 内容上の問題点(主要点のみ例示)

- (イ) 沖縄住民の請求権の取扱い
- (ロ) 地位協定関係以外の諸施設に関する規定
- (ハ) 米国資産の処理
- (ニ) 在沖米系企業及び自由業者の権益の取扱い

(2) 対立法府関係上の問題点

- (イ) わが国会へ提出の時期
- (ロ) 米国上院へ提出の有無及び時期

(3) 対米世論啓発

3. 復帰準備関係

(1) 地位協定適用関係

(イ) 施設区域の提供

(底地の所有権関係の確定、日本政府の地主との借地契約の締結に関連して、地主による提供拒否、原状回復返還要求等の動きがでるおそれが多分にあり、慎重な処理を要する。)





床名 同日期 { 房. 号. 号 } 45. 10-7 (41-42)

床名	Prop	SOPA	TBP	B(DIA)	B(210)
IV	床				
V	床	时 时		床	床
VI	床	时 (Scholar)	时		
VII	床	床	床		
VIII	床	床			
IX	床	床			
X	床	床			
XI	床	床			
XII	床	床			
I					
II					
III					
IV					
V					

床名  
床名  
床名  
床名

床名  
床名  
床名  
床名

42/13 85 177-8  
154号

1. 人事 (7日付)

- 警視總監
- 警察庁警務局長 ホンダ・ヒロミチ
- (経企庁併合)
- 総合計画局長
- 国民生活局長 ヤノ・トモオ
- 国民生活局長
- 総合開発局長 ミヤザキ・シン
- 総合開発局長
- 運輸省港湾局技術参事官 オカバ・タツヲ

2. オキナワ返かん協定交渉の段どりについて

オキナワ返かん協定をめぐる日米間の協議は、先月はじめのアイチ外相とマイヤー駐日米大使との会談を起点に事務当局間の話し合いが進められているが、大まかな問題点のあらい出しを続けており、9月ごろからこれら問題点について日米間の調整にはいる見通しとなった。復帰に伴って処理せねばならない問題はきわめて複雑多岐にわたっている。

これらの問題は (1) 協定およびこれに付属する取決めの対象となりうるもの (2) 日米安保条約に基づく地位協定適用に関する問題 (3) 復帰準備および復帰後の国内処理に関連する問題……に大別することが出来、復帰準備

の過程や復帰後の「国内的処理」でかたづけられるものは協定交渉からふるい落していくことも考えられている。

- (一) 協定および関連取決めの対象となりうるもの
- (1) 返かん地域
- (2) 返かん期日 = 72年のいつにするか。
- (3) 国際条約協定との関連問題 = たとえば本土と異なる関税制度をとっているオキナワに関税貿易一般協定 (ガット) を適用する場合の問題如何。また、わが国は他国の航空会社に国内線の就航を認めていないので、現在ノースウエストなどが持っているナハー本土線の復帰後の扱い。航空協定との関係をどうするかなど。
- (4) 法制切替えに関する問題 = 米施政の間に行なわれた裁判、判決などの扱いをはじめ、米国の布告、布告の効果などをどこまで認めるか。など。
- (5) 請求権 = 米施政の間の住民のうけた人的物的損害に対する請求権
- (6) 経済的側面に関する問題 = 米民政府資産の引継ぎ、通貨の切替え、旧国債有財産の引渡し、リュウキエウ政府財産および債務の扱いなど。
- (7) 行政上の問題 = 米民政府、リュウキエウ政府公文書の扱いなど。
- (8) 外貨問題 = 米系など外国資本企業、オキナワ在住

の外人の経済活動などの権益の扱い。また外資のうち復帰決定以前からのものと。それ以降のいわゆる「かけ込み外資」の区別をどうするか。

(二) 地位協定適用に伴う問題

(1) 米軍への施設・区域(基地)の提供(2) 労務の提供(3) その他運輸、通信、電気、水などサービスの提供に伴う問題。

(三) 復帰準備および復帰後の国内の処理に関するもの

(一) (二) 項以外のものがこれに含まれ。たとえば米布令、布令の改廃・整理、米民政府の権限委譲、自衛隊の配備計画などがある。この項目にはいる問題は大部分、いずれは日本政府の「国内的処理」にゆだねられるが、その進め方、とくに復帰以前から着手する場合は米側との協議が必要である。

このような分類は大まかな「区画整理」で、この区分に従って最終的に協定ができて上がるわけではない。たとえば、外資問題については、その権益保護を協定に明記し米側への義務を負うようなことは避け、国内法で暫定措置を認めることを米側に約束することですませたい考えもある。

返かんの時期は、米側が72年7月1日以降(73会計年度)はオキナワへの民生関係予算の支出を全く考えておらず、一方、日本側は新年度の始る72年4月1日の方が

再考処理がしやすいため、その間となる方が、今のところ交渉の進み具合などの予測から、その後半つまり5、6月となる可能性もあるとの見方もある。(朝日) (北米一課長ブリーフより)

3. 一面トップ記事(7日ゆう刊)

朝日、毎日、サンケイ「わが外交の近況」(外交せい香) 閣議報告さる……政府し勢を明確、大だんに表明。韓国は安全は緊要、日米協力関係を強調、憲法への言及はすびた消す(朝日) 中国の重要性強まる、日米関係は経済的まさつに配慮(毎日) 70年代の課題示す、中国と前向きに接触、国連外交や軍縮も進める(サンケイ)

読売「米國でも水銀おせん拡大、政府、全國の化学工業に対し廃棄自しゆくを要求、さかねば立法措置と警告」

日経「企画庁・建設省が地価安定対策の原案まとめる、たく地の10ヵ年需給計画をつくる、たく地供給を税でゆう通、など」

東京「(ペイルート共同) イスラエル参謀長言明……ソ連軍事要員そろう作とみられるミサイルがすでにスエズ運ガしゆへんに配備されはじめ、2回にわたりイスラエル機を迎撃」

# 沖縄返還協定

## 九月から本格折衝

### 問題点の整理順調

【本紙記者の取材】  
 大平首相は、米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。大平首相は、米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。

大平首相は、米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。大平首相は、米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。

## 返還時期に焦点

72年六月ごろが公算大

大平首相は、米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。大平首相は、米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。

米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。	大平首相は、米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。
米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。	大平首相は、米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。
米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。	大平首相は、米軍基地の返還問題について、九月から本格折衝に入る。この折衝は、米軍基地の返還と、沖縄の経済発展を促進するとの二つの目的を達成するためである。

# 返還日、四月以降か

## 米との返還協定交渉進む

外務省発表

4577-7  
shk

【東京10日電】外務省は、日米通商交渉の進展に伴い、米との返還協定の交渉が、四月以降に進む見込みであると発表した。また、対米通商協定の交渉も、四月以降に進む見込みであると発表した。外務省は、日米通商協定の交渉が、四月以降に進む見込みであると発表した。また、対米通商協定の交渉も、四月以降に進む見込みであると発表した。

外務省は、日米通商協定の交渉が、四月以降に進む見込みであると発表した。また、対米通商協定の交渉も、四月以降に進む見込みであると発表した。外務省は、日米通商協定の交渉が、四月以降に進む見込みであると発表した。また、対米通商協定の交渉も、四月以降に進む見込みであると発表した。

外務省は、日米通商協定の交渉が、四月以降に進む見込みであると発表した。また、対米通商協定の交渉も、四月以降に進む見込みであると発表した。外務省は、日米通商協定の交渉が、四月以降に進む見込みであると発表した。また、対米通商協定の交渉も、四月以降に進む見込みであると発表した。

### 再編成、合

米陸軍 経中

在米米軍司令部が、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。

米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。

米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。米陸軍は、四月に於いて、米陸軍の再編成を決定した。

# 沖繩多子女

発行所 入社  
沖繩多子女会  
那覇市久茂地町1の51  
電話代表部 那覇 3111  
私書函那覇 中野 293号

**特報**  
宇宙光学生んだ  
ニコソノオート  
クレーンズ  
※封内は白色・屋外の  
ガラスには変化する直交  
便利を「わがね」で  
が人柄か

**眼鏡士の店**  
コバトク(健力)センター  
(那覇市)山手町177番地1号  
電話 7777  
支店 / TEL 1.07-4608

## 丸肩ぶるから本格化 沖繩返還交渉

### 基地は最重要課題

#### 外務省 協定案文作成へ

【本紙】本島復帰交渉の重要な課題として、基地問題が、外務省の協定案文作成に着手されている。基地問題は、復帰交渉の最重要課題として、外務省の協定案文作成に着手されている。基地問題は、復帰交渉の最重要課題として、外務省の協定案文作成に着手されている。

外務省は、復帰交渉の最重要課題として、基地問題を協定案文作成の中心に据えている。基地問題は、復帰交渉の最重要課題として、外務省の協定案文作成に着手されている。基地問題は、復帰交渉の最重要課題として、外務省の協定案文作成に着手されている。

#### 返還七二年六月か

復帰交渉の進展に伴い、返還の時期が七二年六月かという見込みが出てきた。外務省は、この見込みに基づき、協定案文作成を進めている。

## 増税予算を否定

### 糸洲主税局長が答弁

増税予算を否定する。糸洲主税局長は、増税予算を否定する。増税予算を否定する。増税予算を否定する。増税予算を否定する。

記者の目 坂ついで政治家の... 記者の目 坂ついで政治家の... 記者の目 坂ついで政治家の... 記者の目 坂ついで政治家の...

### 「水害」

【山形】山形県内各地に降った大雨は、山形市を流れる山形川に大きな影響を及ぼしている。山形市では、山形川沿いの低地が水浸しになり、多くの家屋が浸水した。また、山形川沿いの堤防も一部が崩壊し、水が氾濫している。山形県内各地でも、山形川の水が氾濫し、多くの家屋が浸水している。また、山形川沿いの堤防も一部が崩壊し、水が氾濫している。

### 「お祭り」

【山形】山形県内各地で、お祭りが行われている。山形市では、山形川沿いの公園で、お祭りが行われている。また、山形県内各地でも、お祭りが行われている。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。



### 「お祭り」

【山形】山形県内各地で、お祭りが行われている。山形市では、山形川沿いの公園で、お祭りが行われている。また、山形県内各地でも、お祭りが行われている。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。

### 「お祭り」

【山形】山形県内各地で、お祭りが行われている。山形市では、山形川沿いの公園で、お祭りが行われている。また、山形県内各地でも、お祭りが行われている。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。

### 「お祭り」

【山形】山形県内各地で、お祭りが行われている。山形市では、山形川沿いの公園で、お祭りが行われている。また、山形県内各地でも、お祭りが行われている。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。

銘柄	株数	単価	総額
山形県立銀行	1000	100	100000
山形県立信用金庫	2000	200	400000
山形県立信用組合	3000	300	900000
山形県立信用協同組合	4000	400	1600000
山形県立信用貯蓄銀行	5000	500	2500000
山形県立信用貯蓄信用組合	6000	600	3600000
山形県立信用貯蓄信用協同組合	7000	700	4900000
山形県立信用貯蓄信用貯蓄銀行	8000	800	6400000
山形県立信用貯蓄信用貯蓄信用組合	9000	900	8100000
山形県立信用貯蓄信用貯蓄信用協同組合	10000	1000	10000000

## 収穫期の省力策

### 山本氏が農業機械化で報

【山形】山形県内各地で、お祭りが行われている。山形市では、山形川沿いの公園で、お祭りが行われている。また、山形県内各地でも、お祭りが行われている。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。お祭りは、山形県民の心を一つにし、お祭りを楽しんでいる。

銘柄	株数	単価	総額
山形県立銀行	1000	100	100000
山形県立信用金庫	2000	200	400000
山形県立信用組合	3000	300	900000
山形県立信用協同組合	4000	400	1600000
山形県立信用貯蓄銀行	5000	500	2500000
山形県立信用貯蓄信用組合	6000	600	3600000
山形県立信用貯蓄信用協同組合	7000	700	4900000
山形県立信用貯蓄信用貯蓄銀行	8000	800	6400000
山形県立信用貯蓄信用貯蓄信用組合	9000	900	8100000
山形県立信用貯蓄信用貯蓄信用協同組合	10000	1000	10000000

# 問題点整理ほぼ終る

## 9月から本格調整 外資の扱いに焦点

沖繩返還協定交渉

沖繩返還協定の交渉は、若しくはの開始外に、駐日米大使の談話を踏まえ、外務省は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。

### 返還は72年5、6月か

外務省は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。

外務省は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。

### 沖繩返還交渉 外務省方針まとまる

## 住民の請求権放棄 米企業の扱い、国内法で

### 米企業の扱い、国内法で

外務省は、沖繩返還協定の交渉方針を整理して、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。

沖繩返還協定の交渉は、若しくはの開始外に、駐日米大使の談話を踏まえ、外務省は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。

外務省は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。9月1日からの交渉は、外資の扱いに焦点を絞って、9月1日からの交渉に着手する。



